

特定感染症国内発生期間における健康状態等の確認・報告の様式サンプル(案)

※ 以下に示す 1. ～ 4. は新型コロナウイルス感染症を念頭においたサンプルであり、発生した特定感染症に応じて、具体的な項目等は変わることから、特定感染症の国内発生に際し改めてサンプルを示すため、下記サンプルをそのまま使用できないことに留意すること。

1. 来館時に記載を求める場合の様式サンプル
特定感染症に関する確認票

本件は旅館業法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき確認を求めるものです。虚偽又は不正確な記載がなされた場合、感染対策のために施設の消毒作業や宿泊サービスの制限を行う必要が生じる等、営業者の業務の適正な運営や他の宿泊客の安全の確保に支障を来す可能性がありますので、正しく記載してください。

※太枠内にご記入又はチェック を入れてください。

< 宿泊者情報 >

住所	
フリガナ	
氏名	

< 確認事項 >

質問	回答
来館時の体温	度
特定感染症（※）が疑われる以下の症状がある。 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 体のだるさ . . .	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
医療機関を受診すること等によって症状の原因が特定感染症以外であることが判明している。 <input type="checkbox"/> 特定感染症以外の疾患 <input type="checkbox"/> 医薬品の副作用、予防接種の副反応 <input type="checkbox"/> 医学的処置、手術、治療、施術 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去●日以内に以下に掲げる者と接触した。 (例：特定感染症の患者、. . .)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去●日以内に特定感染症の流行国・地域に滞在した。 流行国・地域名 ()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去●日以内に保健所から接触者等に当たると判断されたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※特定感染症：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。）及び新感染症をいう。

<誓約・同意事項>

- ・ 回答内容に虚偽又は不正確な情報が含まれていないこと。
- ・ 営業者から旅館業法第4条の2第1項の規定（下記条文参照）による協力の求めがあったときは、正当な理由が無い限り、施設における感染防止対策に協力すること（注：故意に特定感染症に関する確認票に虚偽の内容を記載する等の不正の手段を用いて宿泊サービスの提供を受けたことにより営業者が損害を被った場合には、その損害を賠償すること。）。
- ・ 宿泊機関に実施される営業者からの健康状態の確認に応じること。
- ・ 特定感染症が疑われる症状を呈するなど、体調に異変が生じた場合は、客室で待機し、営業者に申し出るとともに、営業者からの指示に従うこと。体調に異変が生じた者と同室であった場合も同様に営業者からの指示に従うこと。
- ・ 旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等に当たることが判明した場合、宿泊しようとする者は、都道府県等の担当窓口と連絡するとともに、都道府県等の指示に従って対応を講じること。

上記全ての事項の内容を理解し、誓約・同意しました。

年 月 日 本人又はその保護者自署

<旅館業法（昭和23年法律第138号）>

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2・3 （略）

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

2. 宿泊開始後に記載を求める場合の様式サンプル

健康確認票

本件は旅館業法第4条の2第1項の規定に基づき確認を求めるものです。虚偽又は不正確な記載がなされた場合、感染対策のために施設の消毒作業や宿泊サービスの制限を行う必要が生じる等、営業者の業務の適正な運営や他の宿泊客の安全の確保に支障を来す可能性がありますので、正しく記載してください。

※太枠内にご記入又はチェック☑を入れてください。

質問	回答
体温	度
特定感染症が疑われる以下の症状がある。 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 体のだるさ . . . <input type="checkbox"/> その他気になる症状 ()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去●日以内に保健所から接触者等に当たると判断されたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<誓約・同意事項>

- ・ 回答内容に虚偽又は不正確な情報が含まれていないこと。
- ・ 営業者から旅館業法第4条の2第1項の規定（下記条文参照）による協力の求めがあったときは、正当な理由が無い限り、施設における感染防止対策に協力すること（注：故意に特定感染症に関する確認票に虚偽の内容を記載する等の不正の手段を用いて宿泊サービスの提供を受けたことにより営業者が損害を被った場合には、その損害を賠償すること。）。
- ・ 宿泊機関に実施される営業者からの健康状態の確認に応じること。
- ・ 特定感染症が疑われる症状を呈するなど、体調に異変が生じた場合は、客室で待機し、営業者に申し出るとともに、営業者からの指示に従うこと。体調に異変が生じた者と同室であった場合も同様に営業者からの指示に従うこと。
- ・ 旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等に当たることが判明した場合、宿泊しようとする者は、都道府県等の担当窓口と連絡するとともに、都道府県等の指示に従って対応を講じること。

上記全ての事項の内容を理解し、誓約・同意しました。

年 月 日 本人又はその保護者自署

<旅館業法（昭和23年法律第138号）>

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2・3 （略）

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

3. 1又は2で特定感染症が疑われる症状を呈しており、その原因が判明していない者が医療機関を受診した場合に記載を求めるときの様式サンプル

報告票

本件は旅館業法第4条の2第1項の規定に基づき報告を求めます。虚偽又は不正確な記載がなされた場合、感染対策のために施設の消毒作業や宿泊サービスの制限を行う必要が生じる等、営業者の業務の適正な運営や他の宿泊客の安全の確保に支障を来す可能性がありますので、正しく記載してください。

※空欄・太枠内にご記入又はチェック☑を入れてください。

当旅館・ホテルでの宿泊に当たって、健康状態等から医療機関を受診したため、その結果を以下のとおり報告いたします。

受診した医療機関名	
受診した日	年 月 日
受診の結果、症状の原因が特定感染症であることが確認された。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受診の結果、症状が特定感染症以外の要因によるものであるとされた。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

その他に連絡しておくべき事項があれば、ご記入ください。

<誓約・同意事項>

- ・ 回答内容に虚偽又は不正確な情報が含まれていないこと。
- ・ 営業者から旅館業法第4条の2第1項の規定（下記条文参照）による協力の求めがあったときは、正当な理由が無い限り、施設における感染防止対策に協力すること（注：故意に特定感染症に関する確認票に虚偽の内容を記載する等の不正の手段を用いて宿泊サービスの提供を受けたことにより営業者が損害を被った場合には、その損害を賠償すること。）。
- ・ 宿泊機関に実施される営業者からの健康状態の確認に応じること。
- ・ 特定感染症が疑われる症状を呈するなど、体調に異変が生じた場合は、客室で待機し、営業者に申し出るとともに、営業者からの指示に従うこと。体調に異変が生じた者と同室であった場合も同様に営業者からの指示に従うこと。
- ・ 旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等に当たることが判明した場合、宿泊しようとする者は、都道府県等の担当窓口と連絡するとともに、都道府県等の指示に従って対応を講じること。

上記全ての事項の内容を理解し、誓約・同意しました。

年 月 日 本人又はその保護者自署

<旅館業法（昭和23年法律第138号）>

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2・3 （略）

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

4. 特定感染症の感染の防止に必要な情報の提供を求める場合の様式例 特定感染症の感染の防止に関する情報提供

本件は旅館業法第4条の2第1項の規定に基づき情報提供を求めるものです。虚偽又は不正確な記載がなされた場合、感染対策のために施設の消毒作業や宿泊サービスの制限を行う必要が生じる等、営業者の業務の適正な運営や他の宿泊客の安全の確保に支障を来す可能性がありますので、正しく記載してください。

※太枠内にご記入又はチェック☑を入れてください。

< 宿泊者情報 >

住所	
フリガナ	
氏名	

< 確認事項 >

質問	回答
次のいずれかに該当するか。 <input type="checkbox"/> 特定感染症の症状を呈している者 <input type="checkbox"/> 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 <input type="checkbox"/> 特定感染症の患者等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
特定感染症（※）が疑われる以下の症状がある。 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 体のだるさ ……	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去●日以内に以下に掲げる者と接触した。 (例：特定感染症の患者、…)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去●日以内に特定感染症の流行国・地域に滞在したか。 流行国・地域名 ()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
特定感染症が検疫感染症である場合、検疫法に基づく健康監視対象となっているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
健康状態に異状があるか。(例：発熱)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※特定感染症：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。）及び新感染症をいう。

< 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号） >

（仮検疫済証の交付）

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

- 2 前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症（第二条第二号に掲げる感染症を除く。）の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。

（新感染症に係る措置）

第三十四条の二 厚生労働大臣は、外国に新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行わせることができる。この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができる。

- 2 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項、第二十六条の二又は前項に規定する診察において、新感染症の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生労働大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。
- 3 検疫所長は、前項の報告をした場合には、厚生労働大臣の指示に従い、当該新感染症を第二条第一号（第十八条第四項及び第五項に規定する事務にあつては、第二条第二号）に掲げる感染症とみなして、第十三条から第十三条の三まで、第十四条第一項第一号、第二号及び第五号から第八号まで、第十七条、第十八条、第十九条第二項及び第三項並びに第二十条に規定する事務の全部又は一部を実施することができる。

誓約・同意事項>

- ・ 回答内容に虚偽又は不正確な情報が含まれていないこと。
- ・ 営業者から旅館業法第4条の2第1項の規定（下記条文参照）による協力の求めがあったときは、正当な理由が無い限り、施設における感染防止対策に協力すること（注：故意に特定感染症に関する確認票に虚偽の内容を記載する等の不正の手段を用いて宿泊サービスの提供を受けたことにより営業者が損害を被った場合には、その損害を賠償すること。）。
- ・ 宿泊機関に実施される営業者からの健康状態の確認に応じること。
- ・ 特定感染症が疑われる症状を呈するなど、体調に異変が生じた場合は、客室で待機し、営業者に申し出るとともに、営業者からの指示に従うこと。体調に異変が生じた者と同室であった場合も同様に営業者からの指示に従うこと。
- ・ 旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等に当たることが判明した場合、宿泊しようとする者は、都道府県等の担当窓口と連絡するとともに、都道府県等の指示に従って対応を講じること。

上記全ての事項の内容を理解し、誓約・同意しました。

年 月 日 本人又はその保護者自署

<旅館業法（昭和23年法律第138号）>

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2・3 （略）

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。